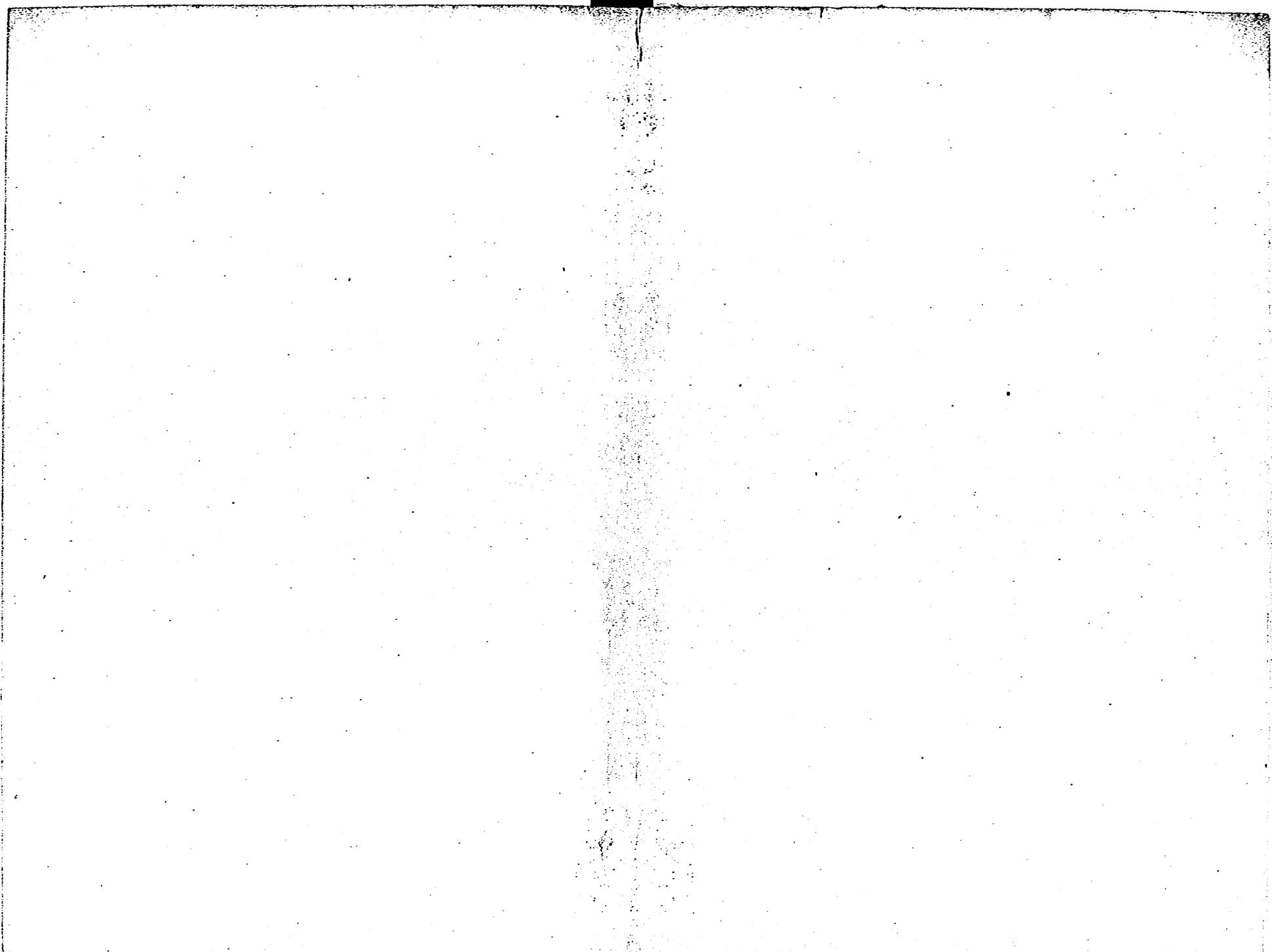


K121.1

85

1



用 員 數



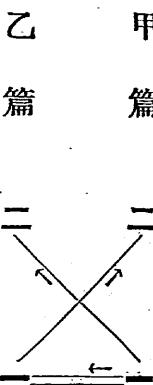
本邦は現行の法令規則に従ひ修業年限二箇年・同三箇年・
同四箇年の單級高等小學校の教科用書にあてんがために
編纂したるものなり。然れども、またこれと同一なる學
級に編制せる多級學校にも用ゐることを得べし。

一修業年限二箇年の單級高等小學校においては、甲篇第一
卷と乙篇第一卷とを隔年交互に使用して、同時に同一の
教材をもって教授する便をはかり。たとへば、今年、全級
児童(第一第二學年)同時に甲篇第一卷を用ゐるものとせば、翌
年には、全級児童(今年の第一學年)同時に乙篇第一卷を用

る、また、その翌年には、甲篇第一巻を用ゐるが如し。

一修業年限三箇年の單級高等小學校においては、甲篇全部と乙篇全部とを隔年交互に使用して、同時に類同の教材をもつて教授する便をはかれり。たとへば、今年、甲組(第三の児童)に甲篇第二巻を用ゐ、乙組(第一第二學年の児童)に同第一巻を用ゐるものとせば、翌年には、甲組(今年の第三学年の児童)に乙篇第二巻を用ゐ、乙組(今年の第一學年の児童)に同第一巻を用ひる。乙組(よび新入學の児童)に同第一巻を用ひる、また、その翌年には、甲篇を用ゐるが如し。故に、児童の方面よりこれをいはば、第一年目に甲篇第一巻を授けらるるものは、第二年目に乙篇第一巻、第三年目に甲篇第二巻を授けられ、または、第一年目に乙篇第一巻を授けらるるものは、第二年目に甲篇第一巻、第三年目に乙篇第二巻を授けらるること

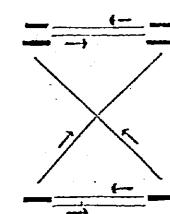
ととなるべし、いま、これを圖に示さば左の如し。



一修業年限四箇年の單級高等小學校においては、甲篇全部と乙篇全部とを隔年交互に使用して、同時に類同の教材をもつて教授する便をはかれり。たとへば、今年、甲組(第三学年の児童)に甲篇第二巻、乙組(第一第二學年の児童)に同第一巻を用ゐるものとせば、翌年には、甲組(今年の第三学年の児童)に乙篇第二巻、乙組(今年の第一學年の児童)に同第一巻を用ひる。よび新入學の児童)に同第一巻を用ひる、また、その翌年には、甲篇を用ゐるが如し。故に児童の方面よりこれをいはば、第一年目に甲篇第一巻を授けらるるものは、第二年目に乙

篇第一卷、第三年目に甲篇第二卷、第四年目に乙篇第二卷を授けらるることとなるべし。(乙篇第一卷より始むる場合、類推せよ。)いま、これを圖に示さば、左の如し。

甲 篇



乙 篇

一本書は、諸種の徳目を概説して種々の人物の行爲を例證する方法を取らず。成るべく完全なる徳行を具へたる古今人士の顯著なる行爲につきて、善行の模範を示さんことをつとめたり。然れども、修業年限の長き學校における年長の兒童には、かかる方法を取ると同時に、程度の許す限りにおいて、簡単なる道徳の概念を啓發せんことをつ

とめたり。

一本書の包容せる徳目は、教育に關する 勅語に示したまへる全體に涉れり。すなはち、これを表に示さば、左の如し。

聖 德

甲篇第一課聖德

乙篇第一課聖德

甲篇第二課二、宮尊徳先生

同 第三課二、宮尊徳先生

同 第十二課稅所敦子とヒ

乙篇第四課中江藤樹先生

甲篇第三課二、宮尊徳先生

同 第十三課稅所敦子とヒ

同 第十四課主婦の務

乙篇第九課瓜生岩女史

乙篇第十二課母の務

高等單級修身數本

信

恭

儉

乙篇第八課中江藤樹先生

同 第十五課細井平洲先生

甲篇第六課二宮尊德先生

同 第八課二宮尊德先生

同 第九課二宮尊德先生

同 第十七課伊能忠敬先生

同 第十八課伊能忠敬先生

乙篇第三課中江藤樹先生

同 第五課中江藤樹先生

同 第六課中江藤樹先生

同 第八課中江藤樹先生

乙篇第十七課細井平洲先生

同 第二十四課伊東忠三氏

甲篇第五課二宮尊德先生

同 第十課公德

博

愛

同 第十五課伊能忠敬先生

乙篇第十課瓜生岩女史

同 第十六課細井平洲先生

甲篇第四課二宮尊德先生

同 第十五課伊能忠敬先生

同 第十六課伊能忠敬先生

乙篇第二課中江藤樹先生

同 第十三課細井平洲先生

同 第十四課新井白石先生

同 第十九課新井白石先生

同 第二十課伊東忠三氏

甲篇第七課二宮尊德先生

同 第十七課伊能忠敬先生

同 第十課公德

用員數

高 等 單 級 別 修 教 身 本

公益世務 同 第十八課伊能忠敬先生
同 第十九課公徳
乙篇第二十課高田屋嘉兵衛氏
同 第二十課國民の務
乙篇第七課中江藤樹先生
同 第二十三課伊東忠三氏
同 第二十三課伊東忠三氏

國憲國法

同 第二十五課國民の務
甲篇第十課公徳

義勇奉公 同 第二十一課高田屋嘉兵衛氏
同 第二十二課高田屋嘉兵衛氏
同 第二十四課楠木正行卿
甲篇第二十三課楠木正行卿
同 第二十五課忠君愛國

凡例

一本書は、課數を少なくして、一課に多くの時間をあつることを得しめたり。これ、一には「教授事項を少なくして、深く造詣せしむべし」といふ斯學の攻究に一致せしめんことを庶幾したりと、また、一には、教授者に詳略の餘地を與へ、自由に「偶發の事項」を挿入することを得しめんがためなり。

用員教

一本書は、極めて、文字・文章を簡易にしたり。これ、國語教授に關する現時および將來の趨勢を慮りて、これに一致せしめんことを庶幾したるなり。ことに、思想・感情および實行を重んずる修身科においては、文字・文章の解釋に力を費

やすことの不可なるを信じたればなり。

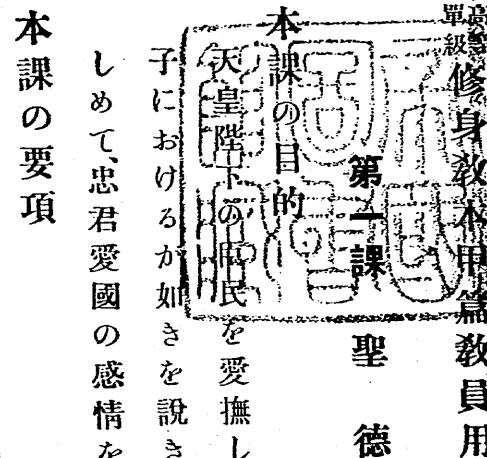
本書の本文には、説話の要領のみを記述し、その形容潤飾は、これを略せり。これ、一には、児童の讀書力を顧み、また、一には、教授者をして、多少の改案もしくは詳略の餘地あらしめんがためなり。

教員用書は、毎課教授の目的・教授の要項・教授上の注意・主要なる設問の各項に分かち、その各項につきて、個條書として示せり。これ、本書の一特色にして、教授者をして、教授の要點を定め易からしめ、比較的僅少の努力によりて、ただちに、完全なる教案を得しめんがためなり。

甲篇目次

甲篇目次	
第一課	兒童用卷一
第二課	聖德
第三課	聖德
第四課	聖同卷二
第五課	聖
第六課	聖
第七課	聖
第八課	聖
第九課	聖
第十課	聖
第十一課	聖
第十二課	聖
第十三課	聖
公	公
稅所敦子とヒ(一)	稅所敦子刀自・貞淑
稅所敦子とヒ(二)	稅所敦子刀自・孝養
稅所敦子とヒ(三)	稅所敦子刀自・齊家

第十四課	主婦の務	主婦の務	四二
第十五課	伊能忠敬先生(一)	伊能忠敬先生	四五
第十六課	伊能忠敬先生(二)	伊能忠敬先生・仁慈	四五
第十七課	伊能忠敬先生(三)	伊能忠敬先生・學問	四五
第十八課	伊能忠敬先生(四)	伊能忠敬先生・熱心	五二
第十九課	伊能忠敬先生・精審	伊能忠敬先生・精審	五五
第二十課	公德(一)	公德(二)	五九
第二十一課	高田屋嘉兵衛氏(一)	高田屋嘉兵衛氏・事業	六一
第二十二課	高田屋嘉兵衛氏(二)	高田屋嘉兵衛氏・膽力	六四
第二十三課	楠木正行卿(一)	楠木正行卿・義勇	六六
第二十四課	楠木正行卿(二)	楠木正行卿・教訓	七〇
第二十五課	忠君愛國	忠君愛國	七三
			七六



天皇陛下の臣民を愛撫したまふこと、あだかも、慈母の赤子におけるが如きを説き、御聖徳の高大なることを知らしめて、忠君愛國の感情を養ふ。

本課の要項

- 一 わが國がらの外國と異なること。
- 一 今上天皇陛下の大御心を國事に注がせたまふことの、きはめて深くましますこと。
- 一 天災地變のある毎に、いたく大御心をなやまさせられ、

あまたお手許金を下して、災にかかる民を憐ませたまふこと。

一 陛下の大御心を軍事に注がせたまふこと。
一 陛下の教育に大御心を用ひさせたまふこと。

一 教育に関する 勅語を下し賜はりし次第。

一 われら國民たるものは、勅語の御趣旨をまもり、忠良なる臣民たらんことに心がくべきこと。

教授上の注意

一 天皇陛下の御仁慈の御徳に富ませたまふことについては、天災地變ある毎に、數多の御手許金を下して、罹災の民を憐ませたまふこと、日夜、人民の安危に大御心を勞せさせたまふこと等を説き諭して、深く、聖恩に感泣せしめ、

臣民も、また、皇室の喜憂をもつて、おのれの喜憂とし、常に、忠節をつくして、皇恩の萬一に報い奉るべきよし諭さんことを要す。

一 陛下の、軍事上に大御心を用ひさせたまふことについては、陸海軍の大演習に臨御せられては、櫛風沐雨を厭はせられること。明治二十六年より、六ヶ年間、内庭の費を省きて、毎年三十萬圓を製艦費に充てしめたまひしことなどによりて、その一班を伺ひ奉らしむべし。

一 明治二十七八年の戦役につきては、かしこくも、大本營を廣島に進めさせられ、いと狭き行宮におはしまして、御手薄き供御に忍ばせたまひ、將卒と同様なる辛苦をなめさせたまひて、日夜、軍事に大御心を勞させたまひしことを

知らしむべし。

四

一 振天府につきては、陛下の御武徳を欽仰し奉るに足るものあれば、教師は、よく精神をこめて教授すべし。ことに、戦役にたぶれし武人の寫眞あるひは、名簿等を供へさせたまふが如きは、軍人たるもののに身に餘れる光榮なることを知らしめ、もつて、尙武の氣象を鼓舞獎勵せしむべし。
一 現時、教育の道普及し、山村水廊到る處、學校の設けあるに至りしは、まったく、陛下が、教育を奨励せさせたまひしによることを説話し、これを庶民の子弟の間ふに師なく、學ぶに學舎なく、貴重なる一生を無智蒙昧に送りし昔時に比較せしめ、今日の學生の、いかに幸福なるかを感じしむべし。

一 明治二十三年十月三十日の教育に關する 勅語は、陛下が、教育に大御心を勞せさせたまふの餘り、忝くも下し賜はりしものなれば、教師は、よく、深厚なる聖旨のあるところを知らしめ、拳々服膺せしめんことを要す。

主要なる設問

今上天皇陛下の、國事に大御心をそそがせたまふ一斑を述べ奉れ。

陛下の御仁徳の萬一を述べ奉れ。

陛下の、振天府を築かせたまひし大御心を述べよ。

陛下は、何故に、教育に關する 勅語を下し賜はりしか。われら國民たるものは、皇室に對し奉りて、如何に心がくべきか。

第二課 一二宮尊徳先生孝行

本課の目的

一二宮先生の、孝行せられし事を教へて、親に事ふる道を知らしめんとす。

本課の要項

- 一二宮先生は、相模の國の人なりしこと。
- 一先生が、五歳の時、洪水の害を被り、家道衰へゆきじこと。
- 一先生の父は、これを憂へて、つひに病にかかられしこと。
- 一先生が、父の病氣を、よく看護せられしこと。
- 一先生が、父母の手傳ひをせられしこと。
- 一祖父母への事へかた。

一幼き時の孝行。

教授上の注意

- 一本課においては、児童のつくすべき孝道を教へんとするにあり。故に、適宜、児童の境遇に近き事例を附加して、父母の心身を安んずべき道を、十分に知らしめんことを要す。
- 一二宮先生の一家が、水害と父の病氣とによりて、困窮に陥りしことを想像せしむべし。また、先生が、いかに父の看病に力をつくされしかを知らしめて、その孝心に感奮興起せしめ、児童をして、知らず識らず、先生に敬ひて孝行せんとの心を起さしめんことを要す。

- 一先生の、土地回復のことを手傳はれしこと、ならびに、先生の、草鞋を作りて錢にかへ、父に酒をすすめられし事を授

本課の目的

先生は、如何なる心にて、毎夜草鞋を作られしか。
親に事ふる心得は、如何。
祖父母に事ふる道は、如何。

第三課 一二宮尊徳先生孝友

本課の要項

- 一 父の死後、先生母子の苦心せられしこと。
- 一 先生の母の、富次郎をいつくしまれしこと。
- 一 富次郎をしるべの家へあづけられしこと。

ぐるにあたりては、先生が、親に事ふるためには、すこしも身の勞をいとはざりしことに感ぜしむべし。

一人生は、定めがたく、父母の世を去りたまふは何れの日なりや知るべからず。されば、幼者といへども、一日も、父母に對する報恩のことゆるがせにすべからざるを知らしめ、幼者のつとむべき孝とは、いかなるものなるかを明らかにすべし。

一本巻には、別に、祖父母に對する課を設けざれば、本課において、祖父母にも、父母に對すると同様の心をもつて、事るべきことを諭すべし。

主要なる設問

- 二 宮先生が、父を看病せられし有様を語れ。

一 先生が富次郎をつれもどすべきよし、母に申されしこと。

一 先生の勤勉なりしこと。

一 兄姉は弟妹をいつくしむべきこと。

一 弟妹はよく兄姉へ事ふべきこと。

一 従兄弟への交はり方。

教授上の注意

一 前課を復習して、本課教授の豫備とすべし。

一 父の死後、二宮家の貧困に迫りしこと、および先生母子の苦心の大法ならざりしこと等を知らしめ、児童をして、先生母子に同情を表さしむべし。

一本課の例話は、親の子に對する慈愛の情の切なることと、

兄姉の弟妹に對する友情の厚きこととを感じしむるに、もつとも適切なる範例なれば、教師は適當なる言語と態度とをもつて、その眞情を寫し出し、児童をして、十分に、その情に感ぜしめんことを要す。

一 先生が採薪の途上、大學を讀みて、倦まれきりしことを授くるにあたりては、児童現在の境遇と比較せしめて、ふかく、先生の勉學に感ずるところあらしむべし。

一 兄弟は離るべからざる自然の關係あるものなれば、心を合はせて、たがひに、幸福ならんことをはかり、かつ、心をあはせて、父母に事へ、孝道を全うすべきことを教ふべし。

一 父母なきときは、兄姉は一家のものを保護養育すること、先生の、その弟らを養育せられしが如くなるべきことを、弟

妹はかかる時においては、父母のことくに兄姉に敬ひ事ふべきことを教ふべし。

一なほ、兄弟姊妹の友愛なる情を、従兄弟に推し及ぼして、説き諭さんことを要す。

主要なる設問

先生の母が、富次郎を親族にあづけし後、毎夜ねむらずして涙に枕をぬらされしは、何故なるか。

先生の母が、富次郎を思ひて、夜もろくろくねむらざりを見て、先生は、如何に申されしか。

先生は、如何にして弟を養はれしか。

先生の學問に勉強せられしことを語れ。

「人の親の心はやみにあらねども云々」の歌の意味をいへ。

第四課 二、宮尊徳先生立志

本課の目的

身を立て家をおこさんには、堅固なる志を立て、屈せず撓まず、その目的を貫かんと勉むべきことを諭す。

本課の要項

一、先生が、母を喪はれしこと。

一、先生の兄弟の別れられしこと。

一、萬兵衛が、先生の讀書せらるるを叱りしこと。

一、先生の志の堅かりしこと。

一、先生が、みづから油を求めて、ふたたび夜學せられしこと。

- 一 先生が、萬兵衛を怨まれざりしこと。
- 一 目的を仕遂ぐる道。
- 一 身體につきて、注意すべきこと。

教授上の注意

一 前段にては、先生が、幼時苦學の状を語り聞かせ、これを児童らの境遇に比較對照せしめて、深き感情をおこさしめ、児童をして、先生の境遇のいとあはれなることに同情を表せしめんことを要す。

一 先生が、ひそかに、おのれの不幸を嘆ぜられしことは、その衷心の表はれたるものなれば、よく、その眞情をうつして、児童の同情をひきかつ、先生が立志の堅固なることを悟らしむべし。

一 先生が、萬兵衛より數度の呵責を受けながら、すこしも忤ふことなく、よく家業を手傳はれしことを話して、先生が、恩人に對する志の殊勝なるに感ぜしむべし。

一 先生が、萬兵衛の怒りに對して、すこしも逆ふことなく、人の寢静まるを待ちて、勉強せられしは、先生の忍耐の強きことを證するに餘りあれば、適切なる方法をもつてこれを説示し、もつて、児童の奮勵心をおこさしむべし。

一 「怠らず行かば千里の外もみん。牛の歩みのよし遅くとも」と、いへる歌の如く、すべて、成功の急ぐべからざること、不撓不屈、あくまで志したる目的に進行すべきこと等を知らしむべし。

あらざれば、教師は、身體は、萬事をなすの基礎なる事より
説きおこして、運動と攝生との必要なることに説き及ば
すべし。

主要なる設問

一一宮先生の、學問に勉強せられしを見て、萬兵衛の叱りし
は、如何なる心なるか。

先生は、萬兵衛に叱られて後、如何なる覺悟をなされしか。
先生は、如何にして勉強せられしか。

目的を仕遂ぐる道、如何。

第五課 一一宮尊徳先生仁慈

本課の目的

人は、貴賤貧富の別なく、おのれの、その分に應じて、博愛慈
善を行ふべきことを知らしめんとす。

本課の要項

- 一 先生の、往事を思ひ回らされしこと。
- 一 先生の、貯金せられしこと。
- 一 先生の、人を恵まれしこと。
- 一 慈善をなすものの心得。
- 一 獨立心の大切なること。

教授上の注意

一 先生が、萬兵衛の家に在りて、忍耐勉學せられたることを
思ひおこさしめたる後、先生は、かかる艱苦の中にあるしな
がら、なほ、人を憐む心深かりし人なり。いま、これを語らん

とて、本課の教授に入るべし。

一八

一 鰥寡孤獨の憐むべき情況を語りて、兒童の同情をひき、慈愛心をおこさしむるを要す。

一 先生が、みづから慈惠を受くべき程の孤兒にてありながら、貧困者を惠まれし事を説き示して、人は、おのれの分に應じて、慈善を行はざるべからざる事を知らしむるを要す。

一世の人、やもすれば、慈善の事業は、富貴の人にあらずば、なす能はざるものゝ如く思へるものあり。二宮先生の例によりて、よく、その誤解なるを諭さんことを要す。

一世、往々、名譽を求むる方便として、博愛慈善の行ひをなすものあり。かかる心にてなすものは、偽善なり。されば、教師

は「慈善は、おのれのためにあらず。」恩を施しては思ふべからず。などの訓言を引き來たりて、眞の慈善心を養はんよ、務めざるべからず。

一 先生が、わが用を省きて、賃金を村長にあづけられしが如きは、まつたく、最初より慈善を行はんとの心掛なりしことを語りて、勤儉貯蓄は、慈惠の本たることを知らしむるを要す。

主要なる設問

二、宮先生は、世の貧困に苦める人を見て、如何なる心をおこされしか。

先生は、如何にして、貧困者を救はれしか。

先生は、如何なることを、もつとも、樂しみとせられしか。

「人もいきわれもいかして云々」の歌の意をとふ。

第六課 二宮尊徳先生・勤儉

本課の目的

身を立て家をおこしかつ、人を救はんとするには、不撓不屈の精神をもって、これに従事するとともに、また、丹誠勉勵せざるべからざること、および、節儉の必要なることを教ふ。

本課の要項

一 先生が、荒地を開き、人の棄てし苗を拾ひて、これに植ゑつけられしこと。

- 一 先生が、數十俵の米を得られしこと。
- 一 先生が、わが家を再興せられしこと。
- 一 借金をなすべからざること。
- 一 貯金のしかた。

教授上の注意

一 先生が、人の棄てて顧みざる土地より、遺利を獲られしことにより、廢物利用、および、土地開墾等の必要なることを知らしむべし。

一 先生が、他人の遊ぶときにも遊ばれずして、丹誠を凝されしことによりて、「時は金なり」といへる諺の眞意を知らしめんことを要す。

一 「小を積みて大を致すは、自然の道理なり。」との先生の語は、

「塵も積れば山となる。」の俚言に照らして、よくこれを了解せしめ、小を捨てて顧みざれば、つひには、大いなるものでも捨つるに至るべきを諭し、もつて、勤儉の必要なるを悟らしめんことを要す。

一 先生の妻が、よく夫に事へしことを授くるにあたりては、適宜、人の妻たるものとの心得を附説するを要す。
一 借金は、偽りをなす本となること多し。されば、事業をなす上において、資金の融通をはかるべきことありとも、一家の生計のために、借金は、もつとも、慎むべきものなることを知らしむべし。

一 貯蓄に關して、郵便貯金・銀行貯金などの方法を附説せば、もつとも可なり。

主要なる設問

二 宮先生は、如何にして、わが家をおこされしか。

「小を積みて大をいたすは、自然の道理なり。」とは、如何なることか。

先生は、わが家ををさむるに、如何なる家法を立てられしか。

先生の妻の、よく先生に事へじ一例をあげよ。

廢物利用とは、如何なることか。

「事の成るは、成るの日に成るにあらず。云々」の意義は、如何。

第七課 二宮尊徳先生・公益

本課の目的

本課の要項

博愛仁慈の心を推し擴めて、公益を廣め世務を開くべきことを知らしめんとす。

一 櫻町の衰へたること。

一 先生が、小田原侯の命を受けて、櫻町に赴かれしこと。

一 先生が、櫻町の開拓に苦心せられしこと。

一 先生の至誠によりて、櫻町の、ふたたび、盛んになりしこと。

教授上の注意

一 前課を復習して、本課教授の豫備となし、かつ、卑近なる例をひきで、大名および領地等の觀念を與ふべし。

一 先生が、小田原侯の命を受け、櫻町に赴かんとせられしこと。先生の妻が、困難を共にせんとの決心にて、先生に従ひし

事を授けては、人の妻たるものは、いかなる困難をもさけず、夫を助けて、事を完うせしむべきことを諭すべし。

一 先生が、櫻町に入らんとせられし時、心惡しき二三の里正が、先生を途中の驛に迎へて、酒肴を供せんとせしかど、その心中をさとりて、これに應ぜられざりしこと。同僚の吏某が、大酒を呑み、奸民と心を通じて、先生の業をさまたげんとせしこと、先生の目前にては働き、否らざる時は、事を怠りし役夫を責められしことなどを話し聞かしめて、櫻町における先生の苦心の大方ならざりしことを、十分に明らかならしむべし。

一 櫻町の、ふたたび、盛んなる土地となりしは、まったく、先生の至誠の人心に感孚せしものによることを知らしめて、先生

の高徳を敬慕せしむべし。

主要なる設問

先生の、櫻町を回復せられし顛末を問ふ。

人の妻たるものは、夫が、公益の事業に従事せんとする時においては、如何にすべきか。

人は、何故に、公益を圖らざるべからざるか。

諸子の、今日つくし得べき公益の事業は、何か。

公共事業の監督を受けたる人の心掛は、如何。

公共事業の人夫などに出でたるものとの心掛は、如何。

第八課 二・宮尊徳先生剛毅

本課の目的

事を成し遂げんには、剛毅の氣象なかるべからざることを教ふ。

本課の要項

一先生が、不動尊の像を大切にせられし所以。

一事を仕遂ぐるには、急ぐべからざること。

一事を仕遂ぐるには、剛毅の氣象の必要なること。

教授上の注意

一先生が、自家をおこし、櫻町を回復し、また、服部氏の衰運を回復せられしなど、大業をとげられしは、先生が、非凡の人なりしのみにあらず、みづからつとめてやまさる剛毅の氣象ありしによれることを知らしめ、すべて、事を仕遂げんには、剛毅の氣象なかるべからざるを悟らしめんこと

を要す。

一児童らは、ややもすれば剛毅と強情とを混同する憂あれ
ば、教師はよく注意してかかる誤解を生ぜしめざらんこ
とを要す。

主要なる設問

諸子は二宮先生につきて、如何なることを學びしか。
先生が不動尊の像を愛せられし理由、如何。
事を仕遂げんには、如何なる氣象を要すべきか。

第九課 二宮尊徳先生・至誠

本課の目的

人の言行は、すべて、至誠に基かざるべからざることを知

本課の要項

- 一 らしめんとす。
- 一 先生の至誠なりしこと。
- 一 至誠といふこと。
- 一 至誠の人を感じしむること。
- 一 いっぽりは、信用を失ふもとなること。
- 一 先生が死後人に尊敬せられしこと。
- 一一、宮報徳神社のこと。

教授上の注意

一前諸課における二宮先生の善行を復習し、先生の行為は、
いづれも、一の至誠より發動せることを知らしめ、至誠は、
諸徳の基本なることを悟らしめんことを要す。

高 等 單 修 級 身 教 本

一 至誠は、いつはらず飾らざる自然のままの心にて、如何なる人にも備はれるものなれば、教師は、つとめて、この心の發揮に力をつくさんことを要す。

一 先生歿後の榮譽につきては、人生の名譽この上なきことを知らしめ、そのここに至りしも、まったく先生の至誠の然らしむるところなることを悟らしむべし。

一 本巻には別に敬神の課を設けざれば、二宮報徳神社によりて、すべて、わが國に神とし祭れるは、國家に功勞ありし人々の靈なることを知らしめて、敬神の念をもあはせ養はんことを要す。

主要なる設問

至誠の必要なるわけを語れ。

人の言行は何をもって本とすべきか。

先生の行は、何に基づけるか。

先生は、何故に、神に祀られしが。

「至誠にして動かぬものは、あらず。」とは、如何なることか。

第十課 公徳（二）

本課の目的

公徳の重んずべきことを教へんとす。

本課の要項

一 公徳の説明。

一世の中は、あひたがひに助けあひて、始めて成り立つものなること。

主要なる設問

一 西洋人の公徳を重んずる有様を授けて、わが國の現時の有様と比較せしめ、児童をして、進んで公徳を守らんとの奮勵心をおこさしめんことを要す。

一 本課教授の際會合の時を正しく履行すべきこと。約束にたがふべからざることなど、自己の行爲の、公衆の利害に關係を及ぼすことは、ことに、意を用ひて訓戒せんことを要す。

とす。

一 公徳、および、公共心の缺乏は、わが國民の通弊にして、大いに憂ふべきことなり、されば、教師は、十分に、この徳の重んずべきを示し、かつ、その實行に力をつくさんことを要す。

一 本課においては、公共のために設けたる物を毀損せざること。公衆衛生に害を及ぼさざること。法律規則を遵守すること等、おもに、消極的の公徳につきて訓誨するを主眼

- 教授上の注意
- 一 公園に遊ぶ時の心得。
 - 一 種々の公共物に對する心得。
 - 一 公衆衛生についての心得。
 - 一 法律規則についての心得。
 - 一 西洋人が公徳を守る有様。

一 公共物に對する心得を語れ。
一 公徳を守らば、世の中は、如何になりゆくべきか。

公徳の西洋諸國に行はるる一斑を語れ。

第十一課 稅所敦子刀自淑徳

本課の目的

すべて、學藝、その他何事に上達せんにも、幼時の心掛けのもつとも肝要なること。および、人の妻たるもののは、至誠をもって、夫に事ふべきことを教へんとす。

本課の要項

- 一刀自の幼かりしどきのこと。
- 一刀自が、夫に事へられし有様。
- 一刀自が、ふたたび嫁入りせられざりしこと。
- 一妻の夫に事ふる第一の心がけ。

一夫の妻に對する心得。

教授上の注意

一刀自の、幼き頃の言行を授くるにあたりては、言葉づかひ起ち居ふるまひなどにつき、女兒の心得を示さんことを要す。

一刀自が、稅所篤之氏に嫁する時に、その身分・財産を目當てとせず、一に、夫の人物に注意せられしことを語り、配偶を選むにあたりては、男女共に、その人となりの善惡に注意すべきことを知らしむべし。

一刀自が、よく夫を敬ひ、至誠をもつて、これに事へられしまを授くるにあたりては、妻たるもの、平時における道を示すべし。

一刀自が夫に打ちたたかるも怨むことなく、反りて、自身の事へ方の足らざる故なりと、みづから誠められし事を授けては、人の妻たるもののは、よく、おのれを責むべきを知らしむると共に、夫たるものも愛の道にたがひて、わがままなる行爲あるべからざることを知らしむべし。

一刀自が長き間夫の病を看護して、深切の限りをつくされしこと、ならびに、二十八歳の壯齡にして、つひに、その夫を失はれし不幸の境遇に對して、兒童の同情を惹かしむべし。

一刀自が寡居して、その節を改めず、また、再婚を峻拒せられしことにについて、貞節の道を説かんことを要す。

一女子は、ことに多言をつてしまふ、人の謗りは、耳を覆うて聞

主要なる設問

一ぐへからざること、もし、やむを得ず聞くことありとも、人に語り傳ふべからざることを、よく諭さんことを要す。

刀所敦子刀自の幼少の時の行ひを語れ。

一刀自が、夫に事へられし有様を語れ。

刀自が、貞節を全うせられしことを語れ。

一妻たるものとの心得べきことは何か。

達夫たるものとの心得べきことは何か。

第十二課 稅所敦子刀自・孝養

本課の目的

本身姑に事ふる道を教ふ。

本課の要項

一刀自の姑につかへられし有様。

一舅姑への事へ方。

一養子または嫁となりたるもののが心得。

教授上の注意

一刀自がよく姑に事へられし事は、委しく説き諭し、兒童をして、舅姑に事ふるの道を會得せしめんことを要す。

一刀自が、姑にわが嫁のよーなるものは、世にまたあるまじ。とまでいはれし事を授けては、如何に、刀自が、よく姑に事へられしかを想像せしめ、かつ、姑の意にかなはざるは、嫁の誠の至らざるものなることを知らしめんことを要す。

一あらたなる障子ふすまなどを建てんには、敷居・鷲居に合べし。

主要なる設問

税所敦子刀自が、姑に事へられし有様を委しく語れ。

養子、あるひは、嫁となりたるもののが心得をいへ。

舅姑に事ふる道を語れ。

第十三課 稅所敦子刀自齊家

本課の目的

第等 善修 級別 善教 本課

本生婦たるもの務めを教へんとす。

本課の要項

- 一 児女の育て方の大切なること。
- 二 刀自の子女をよく養育せられしこと。
- 三 刀自の家を治むるに節儉なりしこと。
- 四 刀自の慈善なりしこと。

教授上の注意

一刀自が義理ある二人の子女をよく愛育せしこと。二子が、實母の如く刀自になつきし事を授けては、繼母たり繼子たるもの心得を示し、つねにこの刀自親子を手本とすべきよ諭さんことを要す。

一刀自が、つねに節儉を旨とし、またよく人を惠まれしこと

を授けては、一家の主婦たるものは、もつとも、ここに留意し、家事を治むるに勤勉節儉を旨とすべきこと。婢僕、その他の人に對しては、もつとも、慈愛なるべきこと等を諭すべし。

一「氏より育ち」といへることを授けては、教育の必要なることを知らしめ、かつ、一家の主婦たるものは、善良なる家庭をつくりて、知らず識らずの内に、児童によき習はしを得しめんことに注意すべきよ諭すべし。

主要なる設問

子女を育つるに家庭の善良ならざるべからざるわけは、如何。

「氏より育ち」とは、如何なることか。

稅所敦子刀自の、よく子女を愛育せられしことを語れ。
刀自は、如何なる方法にて、家を治められしか。
刀自の慈善なりしことにつきて語れ。
一家の主婦たるもののが心得をとふ。

第十四課 主婦の務

本課の目的

主婦の任務につきて、必要な事を教へんとす。

本課の要項

- 一「家は妻にてもつ。」といふことの意味。
- 一主婦の心がけにて、家内むつみ、一家榮ゆること。
- 一家の内外を整理すること。

- 一金錢につきて、主婦の注意すべきこと。
- 一食物につきて、主婦の注意すべきこと。
- 一衣服につきて、主婦の注意すべきこと。
- 一器物につきて、主婦の注意すべきこと。

教授上の注意

一「家は妻にてもつ。」といへることを授けてはいかに、主婦たるものとの責任の重きかを知らしめ、主婦たるもののは、おのれの心を溫和にし、注意を綿密にし、忍耐と勤勉とを旨として、一家を治むべきこと。および、人に對して、深切慈愛なるべきこと等を諭すを要す。

一家政を整へんには、金錢の出納を明らかにし、入るを計り、出づるを制すべきこと。衣食住を適度にせざるべがらざ

ること等を知らしめ、もし、主婦にかかる心掛くれば、夫は、いかに働きて金錢を得とも、底なき袋に物に入るが如くにて、一家の繁榮は、望むべからざることを、よく悟らしむべし。

一 食物の調理、衣服・器物の取り扱ひなども、また、主婦の任務なれば、女兒は、幼時より母を助けて、その勞を分かれ、後日の素養をなし置くべきことを諭すべし。

主要なる設問

「家は妻にてもつ。」とは、如何なることか。

主婦たるものゝ心掛けあしき時は、家は、如何に成りゆくべきか。

主婦たるものゝ金錢・食物・衣服・器物等につきて、注意すべ

き點を問ふ。

第十五課 伊能忠敬先生仁慈

本課の目的

勤勉および仁慈の徳性を涵養せんとす。

本課の要項

- 一 勤勉および仁慈の徳性を涵養せんとす。
- 一 先生の勤勉なりしこと。
- 一 先生の、儉約なりしこと。
- 一 先生の、仁慈なりしこと。
- 一 不義の利を計るべからざること。
- 一 仁慈の方法。

教授上の注意

一先生が伊能家をつがれしより四十歳に至るまで、勤め勵みて家道の回復をはかられし事を授くるにあたりては、身を立て家を興すには、勤儉の徳によるべきことを知らしめんことを要す。

一先生が人に先んじて勞を取り、みづから爲し得ることは、人に頼まれしことなかりしは獨立自營の貴きを児童に知らしむる好模範なり。されば教師は児童自己の物品は、おのれみづから管理すべきこと。自己の力にてなし得べき事はみづから辨じてすこしも、父母兄姉を勞せざるべきこと等につき、児童に誨告すべし。

一先生が一家回復のために心力を勞せらるるかたはらなほ、天文測量の學に志されしことを授けては、職業に奔走する間にも、それぞれおのれの好むところの學問・藝術を研究すべきことを知らしむべし。

一交通の不便なる世には、金錢を持ちながら、買ひ求むべき米穀なきに苦しむもの多し。かかる時にあたり、不義の利を得んことは、容易なるべきも、人の困難に乗じて、おのれを利せんとするは、悪むべきの甚しきものなることを知らしむべし。

一先生の仁慈については、先生が家政の困難なる中をも顧みずして、仁恤に力をつくされしことの奇特なる所以を知らしめて、その高風を慕はしむべし。

一仁慈は方法によりては、人の獨立心を害すべければ、食を

授けんよりは、職を授けよ。といふ意をよく了解せしめんことを要す。

一本課は、ただに勤儉・仁恤の必要なる所以を知らしむるに足るのみならず、かねて、養子たるもの、その養家に對してつくすべき務めを知らしむるを得べきが故に、教師は、よく、本課を利用して、誨告するところあるべし。

主要なる設問

伊能先生は、如何にして、養家を再興せられしが、

儉約は、ただ、貧家にのみ必要なるか。

勤勉は、ただ、家道の回復にのみ必要なるか。

伊能先生は、家業に勉勵のかたはら、如何なることを研究せられしか。

伊能先生の仁慈につきて、知れるところを語れ。

食を授けんよりは、職を授けよ。とは、如何なる意ぞ。

第十六課 伊能忠敬先生學問

本課の目的

學を修め智を研くべきこと、および、その修めたる學術は、世人を利し、國を益することに應用すべきことを知らしめんとす。

本課の要項

一、先生が、五十歳にて學問を始められしこと。

一、先生が、おのれより年下なる人を師とせられしこと。

一、先生の學業の上達速かなりしこと。

- 一 先生が、自費にて、北海道を測量せられしこと。
一 先生が、幕府の命をうけて、東海・北陸兩道を測量せられしこと。

教授上の注意

一 先生が、五十歳の時、はじめて、江戸に出でられしことにつけ、通常の人ならんには、五十歳にも至れば、もはや、老人の仲間に入りたる思ひをなし、學問の勉強などは、思ひもよらざる位なること。および、先生が、五十歳に至るまで、家道恢復のために、少なからず心身を勞せられたるにも拘はらず、奮つて、學問に従事せられしことの、眞に篤學の士にあらざるよりは、出來がたきことなるを談じ、若年の身として、學問を難んずるが如きは、實に、限りなき恥辱な

ることを知らしめ、兒童をして、感奮興起せしむべし。

一 先生が、東岡を師とせられしより、僅に三四年にして、出藍の譽ありしこにつきては、その、如何に熱心に勉強せられしかを想像せしむべし。

一 先生の年齢が、師よりも長じ居られしことを授けては、兒童が、年少者は、かならず、劣りたるものとして、軽んずることの誤りなること、長者は、ただ、年齢によりていふにあらず、智徳の上より見るべきものなること等を諭して、常に人の長所を手本とし、おのれの智徳を研くべきよー諭さんことを要す。

一 先生の頃には、いまだ完全なる地圖なかりしこと。先生が、北海道の土地を測量して、地圖を作られしこと。幕府の命

により東海・北陸兩道の測量に從事せられしことなどを説きて、先生の公益を廣むることに盡力せられしことを景慕せしめんことを要す。

主要なる設問

先生が學間に熱心なりしことを語れ。

諸子は、先生につきて、如何なることを手本とすべしか。

先生が、成業の後つくされし事業は何か。

一先生の事業が、國家に及ぼせる影響、如何。

第十七課 伊能忠敬先生・熱心

本課の目的

事業を成し遂げんには、専心一意、百難を排除して、その事

に従ふべきことを知らしめんとす。

本課の要項

一先生が、中國・四國・九州の測量に出立せられしこと。

一先生が、測量の苦心。

一熱心なれば、事業の進みやすきこと。

教授上の注意

一先生が、すでに、六十歳を越えて、なほ、すこしも倦むことなく、中國・四國・九州の測量に出でられしは、如何に、先生が事業に熱心なりしかを見るに足るべし。教師は、これらの點につき、委しき説明をなし、兒童をして、勤勉と熱心との事を成し遂ぐるに必要なることを悟らしむべし。

一先生が、晝は、風雨を冒して、測量に勵まれ、夜は、緻密なる地

圖の製作に從事せられし熱心の有様を詳叙して、すこしの風雨により、學校を缺席し、また、短き時間の教授に退屈するが如き兒童の行爲の如何に愧づべきかをさとらしむべし。

- 本課を教授するにあたり、およそ、事業を成就せんとせば、多少の困難に遭遇すべきこと、この困難を凌ぐに足るべき忍耐と剛毅との氣象あるにあらずば、事、つひに成らざること、功績の大小は、困難の大小に比例すること等を知らしめ、もって、不屈不撓の精神を涵養すべし。
- 児童をして、遊戯をなすにも、學問をなすにも、父母の仕事を手傳ふにも、全力をそそぎて、その事に從ふべきことを知らしめんを要す。

主要なる設問

- 先生の、老いて氣力盛んなりしことを語れ。
- 先生の、事業をなすに熱心なりしことをいへ。
- 薩摩海における先生の膽勇なりしことをとふ。
- 先生が、大事業を成就せられしは、何によるか。
- 事をなすに、熱心の必要なるは、何故か。

第十八課 伊能忠敬先生精密

本課の目的

事業をなすには、縝密なる注意と熱慮とを要すべきことを知らしめんとす。

本課の要項

高等單級修身數本

五六

- 一 先生が粗なる器械にて、よく測量せられしこと。
- 一 英人が先生の地圖の精密なるに驚きしこと。
- 一 何事にも、注意を精密にすべきこと。

- 一 國につくす道は、種々あること。

- 一 先生の功業の大きいなること。

- 一 先生の榮譽の大きいなること。

教授上の注意

一 先生の用ゐられし測量機械の、不完全なりしも似ず、先生の測量せられし圖面の、今日精良なる器械を用ひて測量せしものと違ふところなきは、いかに先生が、事をなすに綿密周到なりしかを知るに餘りあれば、よくこれを説き示し、兒童をして、事をなすには、綿密なる注意と熟慮とを要すべきことを悟らしむべし。

一 先生の作られし地圖が、英人の信用を博し、その測量を思ひ止まらしめたるが如きは、ひとり、日本學術界の名譽なるのみならず、また、これによりて、外國船の沿海を測量するよりおこるべき種々の葛藤を免かれしめし等、その、國利民福に關すること、すこぶる大いなりしことを知らしむべし。

一 今之陸海軍に用ゐる地圖も、また、先生の原圖によるところ多き旨を談するにあたりては、今日、なほ、かく貴重せらるるは、その測量の精密なりしによること、ならびに、公益の事業は、ただに、その當時に利益あるのみならず、ひきて、永遠の利益となること等を知らしむべし。

一 先生の死後の譽まれにつきては、つまびらかにこれを語り、かつ、先生がかかる譽まれを受けらるる原因は、何れにあるかを明らかに知らしむべし。

一 最後に、児童とともに、先生の人物を批評し、先生の勤勉勵精なりしこと、仁慈の徳に富まれしこと、篤學なりしこと、公益の事業に熱心なりしこと等を概説して、十分に、児童を感奮激励せんことを要す。

主要なる設問

先生は、何故に、粗惡なる器械をもつて、今日、精良なる器械にて、測量せしと、同じほどの地圖を作り得られしか。

先生の功績を語れ。

先生歿後の光榮を語れ。

諸子が、先生について感ぜしことを語れ。

第十九課 公徳（三）

本課の目的

公益を廣め、世務を開くべきことを教へんとす。

本課の要項

一 公益を廣め、世務を開くべきこと。

一 公益を廣め、世務を開く方法。

一 わが國民の公徳の諸外國に及ぼぬこと。

教授上の注意

一 公徳の缺乏は、本邦人の通弊なれば、教師は、ことに注意して、この徳の養成に力をつくさんことを要す。

一本課を教授する前に、二、宮尊徳・伊能忠敬兩先生の、公共のために力をつくされし事を復習して、豫備とすべし。

一本課を教授するには、教師は、児童をして、公徳に關しなすべきからざる諸件を列舉せしめ、次に、公徳に關しなすべき諸件、すなはち、本課に記載しある條項を列舉せしめて、その足らざるところを補足修正すべし。

一、西洋諸國によく公徳の行はれ居る有様を授くるにあたりては、これを、わが國現時の情況と比較せしめ、児童をして、發奮興起せしむるを要す。

主要なる設問

公益を廣むべき所以を語れ。

如何なることをなせば、公益となるか。

第二十課 高田屋嘉兵衛氏事業

西洋諸國に公徳の行はれ居る有様を語れ。

本課の目的

事業をおこし、公益をはかるべきことを教へんとす。

本課の要項

- 一、高田屋嘉兵衛氏の過を改め志を立てしこと。
- 一、嘉兵衛氏が、幕府の募りに應じて船頭となりしこと。
- 一、未開の人のはれむべき有様。
- 一、嘉兵衛氏が擇捉人を導きし有様。
- 一、海を利用すべきこと。

教授上の注意

「過っては改むるにはばかることなかれ。」と、古人のいひし如く、改過は一つの美德にて、善にすすむ基なることを知らしめんことを要す。

一 露人の、北海を窺ひしことによりて、國家警備の必要をさとらしめ、かつ、郡司成忠氏らの組織せる報効義會が、一方には殖産をつとめ、一方には邊海の防備を完うして奉公の道をつくさんとするものなることをも附説すべし。

一 幕府が、國後・擇捉に航海を開かんとして、船頭を募りし時、航路の難を恐れて應ずるものなかりしに、嘉兵衛氏が奮つて、これに應じたる敢爲の氣象と、國利國益をはからんと思ふ心のあつきとに感ぜしむべし。

一 國後・擇捉の土人の生活の状況につきては、委しく説明し

て、未開の有様を知らしめんことを要す。

一 氏が、土人に漁業を教へ、その兒童に文字を授け、かつ、交通の便を開きしこと等を授けては、氏が、如何に、公益の事業につとめしかに感ぜしむべし。

一 わが國は、四面みな海なれば、わが國民たるものは、この海を利用して、漁業に貿易に、十分、その責任を盡くさざるべからざることを説き、もつて、進取の氣象を養成すべし。

主要なる設問

嘉兵衛氏が、よく過ちを改めしことを語れ。

當時、國後・擇捉の土人の未開なりし有様を語れ。

嘉兵衛氏が、公益の事業につとめしことを語れ。

海國民として、われらは、如何なることに注意すべきか。

第二十一課 高田屋嘉兵衛氏膽力

高 等 単 級 修 教 本 身

本課の目的

氏が大事にあたりてすこしも遲疑せず、おのれの信するところを行ひたることによりて、膽力を鍛磨するの必要なことを教ふ。

本課の要項

- 露船の、わが北地にあだせし有様。
- 嘉兵衛氏の、露艦に捕へられしこと。
- 氏の膽力の大きいなりしこと。
- 膽力は、事業を成就するに大切なこと。
- 膽力を養ふ方法。

教授上の注意

- 一日露の關係につきては當時、わが國情のいかがなりしかを知らしむべし。
- 嘉兵衛氏が、銃剣をかざして氏に擬せる露兵を睥睨し、優然として、副長の前に進み出でられしことを授けては、この行爲の、眞に、日本男兒に恥ぢざる健氣なる行爲なることを知らしめ、もつて、氏の剛勇を嘆美せしむべし。
- 「男子門を出づれば、死を決す。云々を授けては、如何に才あり智ありとも、世を益し國を利する大事業をなさんには、死を恐れざる精神と膽力を要することを知らしむべし。
- 真の勇氣と、血氣の勇とは、往々、混同せらるることあれば、

よく、兩者の區別を説示し、血氣の勇を誠むべし。
主要なる設問

露船の、わが北地にあだせし有様を語れ。
嘉兵衛氏の膽勇ありし事を語れ。

大事業を成し遂げんには、如何なる氣象を有すべきか。
「男子門を出づれば、死を決す。」とは、如何なることか。

第二十二課 高田屋嘉兵衛氏義勇

本課の目的

國家に事ある日においては、國民は、義勇公に奉すべきことを教へんとす。

本課の要項

- 一 嘉兵衛氏が、露語を學ばれしこと。
- 一 嘉兵衛氏が、兩國の平和を圖られし顛末。
- 一 副長の信義を破りしこと。
- 一 嘉兵衛氏の大いに怒られしこと。
- 一 副長の恐れて罪を謝せしこと。
- 一 義勇について。

教授上の注意

- 一 氏が、敵船に要せられ、カムナヤッカに赴くにあたりて、國後の廳に上りたる陳情書の如きは、氏が、一商人の身をもつて、兩國の葛藤を解くの大任にあたらんとする氣概の盛んなるを知らしめて、敬慕の念をおこさしむべし。
- 一 氏が、カムナヤッカに著したる後、一意、露語の研究に力を

つくしは、相互の意志を通じて、兩國の葛藤を解かんとの、國家を思ふ至誠の情より出でたるものなることを知らしむるを要す。

副長が上陸をこぼみたる時の氏の言葉は、實に、國士たるに恥ぢざるものにして、本課教授の要點とするところなれば、よろしく、熱心なる態度と語調とをもつて、談話し、兒童をして、強盛なる感動をおこさしむるを要す。

副長が罪を謝したるは、嘉兵衛氏が、おのれを害せんことを恐れたるによれるにあらずして、氏の至誠に感じたるものなることを知らしめ、本書第九課と比較して、十分に、その意をさとらしむるを要す。

氏が副長の陳謝に對して、たちまち、色とけ、ふたたび、副長

と事を共にせられしが如きは、その宏量・淡懷、欽仰するに餘りあり。教師は、すべからく、兒童をして、氏の心事に公明正大なるを知らしむべし。

副長がある時、嘉兵衛氏にむかひて、足下、うらみをはらせんため、何故に、彈薬庫に火をかけざりしかもし、一度、彈薬庫に火をかけなば、軍艦はくだけて、艦員みな死すべきに」と、語りしとき、氏は、笑つて、「人の眠れるをうかがひて事をなすは、ひきよーの行ひなり。義勇を尙ぶ日本男兒の賤むところなり」と、いひたりしことを附説して、あくまで、氏の男らしき行爲に感ぜしむべし。

主要なる設問

嘉兵衛氏が、露語を學びしは、如何なる意なりしか。

副長は、何故に水夫をおどしがつ、氏の上陸をこぼみしかる事をいひしか。

さ。

嘉兵衛氏の、國家における功勞を述べよ。

君のため世のためなにかをしからん云々の歌の意味を問ふ。

第二十三課 楠木正行卿教訓

本課の目的

正行卿の、よく母の教訓を守りて忠孝の道をつくされし事を授けて、人の子たるもの、父母に事ふる道を知らしめんとす。

本課の要項

- 一 楠公父子櫻井驛にて訣別のこと。
- 一 正行卿の母が、卿を諒められしこと。
- 一 正行卿の、遊戯の間にも、軍のまねをせられしこと。
- 一 母は、よく子を教ふべきこと。

教授上の注意

- 一 父子訣別の條につきては、卿が、父と共に軍に従はんとせられしことの孝心なりしこと。また、幼きにも似ず、勇氣ありし事等を知らしむべし。
- 一 卿が、父の首を見て、自害せんとせられしは、悲しみの餘りに出てたることを知らしむると共に、卿の孝心深かりし事、その身を處するに勇ありし事等を談すべし。

一 楠母訓誨の條を授けては、楠母の、忠義の心に富まれたりしこと、また、非常の際にあたりても、守るところを失はれずして、よく、母の務を全うせられし事等を知らしむべし。

一 尊氏が、父卿の首を送り來たりしときの状況を話すにあたりては、卿ら母子の悲哀に、深厚なる同情を表せしむべし。

一 正行卿が、遊戯の間にも、戦争のまねをせられし事を授けては、卿が、賊を滅ぼして君父の仇を報ぜんとの志を片時も失はれざりしに感ぜしむるを要す。

一 必要の場合に臨みて、時々談話を中止し、諸子、もし、かかる場合に遭遇せば、いかに、その身を處せんとするか。などの發問を試み、児童の答につきて批評すべし。

主要なる設問

正行卿は、何故に、櫻井驛にて、父に従はんと請はれしか。父が、正行卿を河内へかへされし心は如何。

正行卿は何故に、父の首を見て、自殺せんとせられしか。母は、何故に、正行卿の自害をとどめられしか。

正行卿の遊びの間にも、軍のまねをせられしは、如何なる心か。

第二十四課 楠木正行卿・忠孝

本課の目的

正行卿の事歴によりて、わが國、道徳の骨髓萬善の根本たる忠孝の二徳を涵養せんとす。

本課の要項

一 謩田林の戦の有様。

一 瓜生野の戦の有様。

一 卿が仁と智とにすぐれられしこと。

一 卿が吉野に参内せられしこと。

一 四條畷の戦の有様。

一 父母の教訓に従ふべきこと。

教授上の注意

一 卿が細川顯氏と戦はれしとき、伏兵を譽田林に置き、大いに、その軍を破られしこと。山名時氏が率ゐる六千の精兵を瓜生野に破られしことなどを授けて、卿が智勇そなはれる大將なりし事を知らしむべし。

一 卿が渡邊橋より水に落ちたる敵兵を救ひ、これに、種々の

ものを與へられしことなどを授けては、卿の仁心の深かりしことを知らしむべし。

一 卿が吉野に詣でて、天顔を拜せられしこと。如意輪堂に詣でて、辭世の歌をのこされしこと等を談ずるにあたりては、謹嚴なる態度と、悲壯なる音調とをもつてし、兒童をして、その忠誠に感動せしむるを要す。

一 卿が潔き討死を遂げられし事を授けては、これ、ひとへに、卿が父の遺訓と母の訓誡とを守られしによれることを説きて、卿の忠孝兩全の偉人たるを知らしめ、兒童をして、景仰欽慕せしむべし。

一 卿の忠節は、五百年後の今日にいたりて、いよいよ、赫々たる光輝を發し、明治三十年四月、朝廷從二位を贈らせたま

ひ、その社を別格官幣社に列ねたまひし事を授けて、卿の光榮の至大なる所以を悟らしむべし。

主要なる設問

正行卿が忠義にたふれし顛末を語れ。

卿が忠義を盡くさることを得たるは如何なる教に基づしか。

卿が歿後の光榮を語れ。

第二十五課 忠君愛國

本課の目的

わが國體の美を示し、第一課以來授け來たりし諸徳を忠君愛國の下に一括して、兒童の道徳的感情を養成せんとす。

本課の要項

- 一 わが國がらの美なること。
- 一 國民のつとむべき道。
- 一 忠君愛國の旨趣を誤らざるべきこと。

教教上の注意

一 わが國は萬國無比の國柄にて、臣民の大部は、神孫 皇族の末なること。少部の歸化人も、いつしか血族あひ交り、みな、わが國風に化したれば、皇室と國民とは、本家と分家の關係の如きこと。わが國にては、忠孝一致をもって、人倫の大本とすること等を、よく了解せしめて、わが國體の美なるを知らしめんことを要す。

一 わが國は、昔より、上下心を合はせて、國威を保ち、國光をか

がやかしし事を授け、國民たるものば、祖先にならひて、國運を永久に保つべきのみならず、ますます、進んで、國光を發揮せんとつとむべきことを知らしむるを要す。

一本課の末段を授けては、忠君愛國とて、あへて、むづかしきものにあらず。父母教師の命に従ひ、兄弟朋友となかよく交はり、學問に勉勵し、家業をはげまば、すなはち、忠君愛國の道にかなふものなることを知らしめんを要す。

主要なる設問

わが國がらの、他國にすぐれたるところを語れ。
われら國民のつとむべき務は、如何。

如何にせば、忠君愛國の旨趣に適ふべきか。

高等級修身教本甲篇教員用 終

明治三十四年八月廿九日印 刷
明治三十四年九月一日發行
明治三十五年二月十九日訂正再版印刷
明治三十五年二月廿二日訂正再版發行

定價	
甲篇	金貳拾七錢
乙篇	金貳拾七錢

編 者 小山左文二

加納友市

東京市日本橋區通族籠町十一番地

印 刷 者 兼 株 式 會 社 集 英 堂

東京市淺草區老松町三番地

有 所 著 權 作

發賣所 東京市神田區南乗物町十番地

帝國書籍株式會社

